

平成 17 年 10 月 11 日

全国規模の規制改革・民間開放要望（あじさい月間）への取組について1. 全国規模の規制改革・民間開放要望の受付け状況と対応方針

平成 17 年 6 月 1 日から 6 月 30 日の間、構造改革特区（第 7 次提案）及び地域再生（第 3 次提案）とあわせ、全国で実施すべき規制改革及び市場化テストを含む民間開放に関する要望を受付。

< 全国規模の規制改革・民間開放要望として、850 項目（重複を除く。規制改革要望 619 項目、市場化テストを含む民間開放要望 231 項目）の要望提出あり。この中には、事実誤認と考えられるもの、単に税財政措置を求めると考えられるもの等、検討対象とならないものが 49 項目含まれており、これらを除いた規制改革・民間開放要望数は 801 項目（規制改革要望 586 項目、市場化テストを含む民間開放要望 215 項目）>

平成 17 年 10 月 11 日(火) 規制改革・民間開放推進本部決定。

2. 実現する規制改革・民間開放要望の主な事項推進本部決定事項22 項目

〔遅くとも平成 18 年度中に実施するものであって、対応策が明確であるもの〕

（参考）

- ・上記の推進本部決定事項の他、既に 3 か年計画において措置が明示されているもの、現行制度下で対応可能なもの等、要望を満たしていると考えられる事項が 106 項目ある。
- ・その他、「平成 18 年度中に実施する」までには至らなかったものの、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」に新たに掲載することが可能と考えられる事項や、規制改革・民間開放推進会議にて引き続き調査審議を行う必要があると考えられる事項がある。

< 推進本部決定となる代表的な例 >

(1) IT 関係

商業・法人登記情報の電子化

- ・ 商業・法人登記情報の電子化を平成 17 年度末までにおおむね完了する。これにより登記情報の適正な管理及び行政サービスの向上が期待される。

(2) 金融関係

事業報告書の総（代）会承認制の廃止

- ・ 信用組合の理事の業務報告書の総会承認要件を商法上の株式会社と同様に報告事項とする。

(3) 福祉関係

介護支援専門員の受験資格の実務経験の追加

- ・ 急性期病院の看護助手について、当該病院が主に介護に従事しているものと認める者については、介護支援専門員の受験資格である実務経験に含める。これにより介護従事者の裾野が広がることが期待される。

(4) 流通関係

コップ販売式自動販売機にて取扱い可能な容器に関する周知徹底

- ・ コップ販売式自動販売機で水筒、PET ボトル等も使用可能である旨周知徹底する。これにより持ち運びが容易となるなど利便性が増す。

(5) エネルギー関係

省エネ法改正に伴うエネルギー管理士制度の見直しにおける経過措置の検討

- ・平成18年4月の改正省エネ法施行後5年間、エネルギー管理士等に対して特別研修を実施するとともに、新しい管理士試験に当たり試験課目を一部免除するなどの経過措置を講ずる。これにより現行の資格保有者等に過大な負担を課すことのないようにする。

(6) 運輸関係

E T Cの民間利用の促進

- ・E T Cの技術を応用した多様なサービスについて規格・仕様を策定する。これにより駐車料金決済等における利便性の向上が期待される。

(7) その他

国家公務員の採用における経験者採用システムの導入

- ・各府省が行う選考採用において、公募手続や能力実証の一部を人事院が担うために必要な措置を講ずる。これにより民間経験等を有する者の公務への採用機会の拡大などが期待される。

バイオメトリクスを活用した出入国管理体制の構築

- ・バイオメトリクス（生体情報）を活用した出入国管理体制の構築に係る法令整備を行い、早期の運用開始に向けて必要な準備を進める。これによりテロリスト、犯罪者等の入国を確実に阻止することが期待される。